

第5回日本・韓国・台湾ネットワーク会議 開催報告

▶▶▶ 国際事業（担当(筆者)：山本）

平成29年9月26日に、台湾の台北にて開催された第5回日本・韓国・台湾三国間ネットワーク会議（ネットワーク会議）に参加しましたので、概要を報告します。この会議は、電子マニフェストを導入している日本・韓国・台湾の関係機関が、電子マニフェスト制度や産業廃棄物管理に関する情報交換を目的として、JW センターの提唱により始まり、各国の機関が輪番で主催し毎年開催されています（表1）。今回の会議には、JW センター

から関理事長、大久保、宮崎、山本が参加しました。

表1 これまでの開催

	開催時期	開催地
第1回	平成25年12月	日本(東京)
第2回	平成26年10月	台湾(台北)
第3回	平成27年10月	韓国(ソウル)
第4回	平成28年10月	日本(東京)

1. はじめに

第5回となる今回の会議は、台湾の行政院環境保護署（EPA）が進める国際環境パートナーシッププログラムの一環として、前日の循環経済フォーラムに続く形で開催されました。

会議には、日本からJWセンター、台湾からはEPA及び環資国際有限公司（ERI）、韓国からは韓国環境公社（Keco）が参加しました（写真1）。



写真1 会議参加者
（サムズアップは台湾における循環経済推進のポーズ）

2. 会議の概要

会議は、表2に示すように、午前各機関によるプレゼンテーションが行われ、午後、リサイクル施設を訪問しました。

はじめに、EPAの頼（ライ）廃棄物管理部長の挨拶（写

真2）により会議が開会し、その後、JWセンターの関理事長、Kecoの朴取締役が挨拶（写真3）。引き続き台湾、日本、韓国が電子マニフェストシステムの運用状況等についてプレゼンテーションを行いました。

第5回日本・韓国・台湾ネットワーク会議 開催報告

表2 会議スケジュール

■午前：各機関によるプレゼンテーション

テーマ：廃棄物の適正処理と情報管理の重要性について

発表国	タイトル
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ●台湾における電子マニフェストの効果的な活用とビジネス・インテリジェンスツールについて ●台湾における不法投棄管理
日本	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理法の改正及び電子マニフェストへの影響 ●不法投棄の現状
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ●Allbaroの規程改正と法改正 ●韓国におけるリサイクル可能資源の情報センター

■午後：施設訪問

亞東創新發展股份有限公司 (Oriental Resources Development Ltd.)	ペットボトルのリサイクル施設
中台資源科技股份有限公司 (Chung Tai Resource Technology Corp.)	蛍光灯からの水銀処理と再製品化



写真2 頼部長 挨拶



写真3 朴取締役 発表

■台湾

●台湾における電子マニフェストの効果的な活用と
ビジネス・インテリジェンスツールについて

台湾における電子マニフェストの運営機関であるERIのNi氏より、廃棄物の排出状況や電子マニフェストに蓄積された情報の活用についてプレゼンテーションが行われました（写真4）。



写真4 台湾Ni氏 発表

台湾ではマニフェスト情報の活用に力を入れており、近年新たにBI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを開発。従来の統計ツールよりも処理能力に優れているほか、分析結果を視覚的に表示する機能が強化されてお

り、会議においても、設定条件に対して各地域の達成度を地図上で色付けして示す機能や、地域ごとの廃棄物の処理能力と実処理量の関係をグラフ化して示す機能がデモンストレーションされました。同システムを行政による指導に活かすことで、不法投棄の抑制に繋がっているとの言及がありました。台湾としてはこれからも産業廃棄物の「ゆりかごから墓場」ではなく、リサイクル等を通じて「ゆりかごからゆりかごへ」を目指す旨が発表されました。

●台湾における不法投棄管理

台湾における不法投棄問題の対策について、EPAのLi氏よりプレゼンテーションが行われました（写真5）。

台湾では2011年に不法投棄管理システムを導入し、不法投棄に関する情報を総合的に管理しています。同システムにはマニフェスト情報やGPS情報、不法投棄の履歴情報等が取り込まれ



写真5 台湾Li氏 発表

ており、EPA、地方環境局、Judicial agency（司法関係）が利用しています。対策が必要な不法投棄現場が全て登録され、原状回復の計画とその進行度が記録されていて、Judicial agency（司法関係）を中心に、EPA、地方環境局、警察局、NGOが協力して原状回復策を進めています。同システムの導入以降、台湾における不法投棄現場の原状回復が着実に進められており、現場数は2011年の258カ所から、2016年には190カ所まで減少したことが報告されました。

■日本

●廃棄物処理法の改正及び電子マニフェストへの影響

JWセンターの関理事長が、平成29年6月に公布された廃棄物処理法の改正についてプレゼンテーションを行いました（写真6）。平成28年1月に発覚した廃棄物の不適正処理事案を背景に、許可を取り消された者等に対する措置やマニフェスト制度が強化され、廃棄物の不適正処理への対応が強化されたことを説明。さらに、有害使用済機器の適正な保管等の義務付けや、認定を受けた親子会社は廃棄物処理業の許可を受けずに相互に産業廃棄物の処理を行うことができるなど、この度の改正の概要について情報提供を行いました。



写真6 関理事長 発表

●不法投棄の現状

日本における不法投棄の状況について山本がプレゼンテーションしました（写真7）。日本では不法投棄の年間

判明件数は平成10年から13年の1,000件前後をピークに減少傾向にあり、近年は200件以下で推移しています。段階的に罰則の強化がされてきたことや、企業におけるCSR意識の高まりにより、不法投棄が減少していることを説明しました。



写真7 山本 発表

■韓国

●Allbaroの規程改正と法改正



写真8 韓国Kim氏 発表

韓国の電子マニフェストシステムAllbaroを運営するKecoのKim氏より近年の法改正とシステムの機能追加についてプレゼンテーションが行われました(写真8)。二つの法改正について説明があり、一つ目は電子マニフェストの登録期限及び報告期限の延長です。韓国ではこれまで電子マニフェストの登録や処理の終了報告期限を1日以内としていましたが、期限内に行うことが難しい場合が多いという実態を踏まえ、2日以内に変更されました。二つ目は、処分業者における重量の報告の義務化です。建設系廃棄物を処理する中間処理施設について、廃棄物の受け入れから2日以内に、受入量をシステム上で報告することを義務付けました。また、Allbaroのシステム強化も行われました。「成りす

まし」対策として、同一の場所 (IPアドレス) よりマニフェスト登録と処理報告の両方を入力することを防止する機能が追加されたほか、使用する車両の最大積載量を大きく超過する重量の入力が制限されるようになったことが報告されました。

●リサイクル可能資源の情報センター

同じくKecoのChoi氏より、リサイクル率向上を目的として開設されたウェブサイト「リサイクル可能資源の情報センター」が紹介されました(写真9)。



写真9 韓国Choi氏 発表

韓国では産業廃棄物と建設系廃棄物の埋立処分場の残余年数が4年とされており、焼却及び埋立処分からリサイクルへのシフトチェンジが急務となっています。2025年までにリサイクルが可能な廃棄物の「埋立てゼロ」を目標に、韓国環境省は埋立率を9.3%から3%以下まで低減させることを目指しています。こうした状況を受け、2017年3月に、従来の「リサイクル可能資源のオンラインマーケット」をさらに発展させた「リサイクル可能資源の情報センター」が開設され、リサイクル率の向上に取り組んでいることが報告されました。

■施設見学

午後には亞東創新發展股份有限公司と中台資源科技股份有限公司を訪れ、ペットボトルのリサイクルや蛍光灯に含まれる水銀処理と再製品化についてそれぞれ説明を受けました。

3. 終わりに

これまでの4回の会議で、互いの電子マニフェストシステムをめぐる状況について、理解を深めてきました。今回の第5回会議では、制度の概要に留まらず、より具体的な情報をネットワーク会議の場を通して共有し、共に発展していきたいという、各機関の意思が確認されました。

ネットワーク会議は、今後も日本・韓国・台湾の情報交換の場として、継続して開催していくこととしており、第6回ネットワーク会議は、平成30年に韓国で開催される予定です。

表3 日本、韓国、台湾のマニフェスト運用の比較

		日本	韓国	台湾
電子マニフェスト運営機関		日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)	韓国環境公団 (Keco)	行政院環境保護署 産業廃棄物管理センター (IWCC)
対象廃棄物	有害・指定廃棄物	○	○	○
	産業廃棄物	○	○	○
	輸出入廃棄物	×	○	○
対象事業者		全ての事業者	指定事業者約38,000	指定事業者約30,000
マニフェストの種類	電子	○	○	○
	紙	○	×	×
電子マニフェスト使用の義務		×	○	○
電子マニフェスト利用料金		有料	無料	無料
年間のマニフェスト件数		約5,000万件 (電子マニフェスト: 約2,500万件)	約1,170万件	(1件に複数品目登録するため、件数を指標としていない)
年間の産業廃棄物排出量		約3億9,284万トン	約1億5,460万トン	約1,900万トン